



平成 20 年 1 月 11 日

各 位

会社名 キューピー株式会社
代表者名 代表取締役社長 鈴木 豊
(コード番号 2809 東証第1部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 佐々木 克彦
電話番号 03-3486-3331

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 1 月 11 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 2 月 22 日開催予定の第 95 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みである、買収防衛策の導入、継続、変更および廃止ならびに買収防衛策に基づく対抗措置の発動にあたりましては、その重要性に鑑み、株主総会にお諮りして株主の皆様の意思を尊重することが肝要であると考えております。

つきましては、株主の皆様の意思を尊重するべく、買収防衛策の導入、継続、変更および廃止に対する株主総会における決議の根拠を法的に明確にするための規定を、当社定款に設けるものであります。

また、買収防衛策の一環として新株予約権無償割当て等を行う場合にも、株主の皆様の意思を尊重するべく、新株予約権無償割当て等に対する株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会決議の根拠を法的に明確にするための規定を、当社定款に設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

なお、当社が導入を予定している買収防衛策の詳細につきましては、本日別途公表いたしました「当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）に関するお知らせ」をご参照下さい。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 20 年 2 月 22 日（金）
定款変更の効力発生日	平成 20 年 2 月 22 日（金）

以上

(変更箇所は、下線の部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第 8 章 買収防衛策
(新 設)	(買収防衛策の導入等)
	第47条 当社は、 <u>買収防衛策の導入、継続、</u>
	<u>変更および廃止については、株主総会</u>
	<u>の決議により定めることができる。</u>
	2. <u>前項に定める買収防衛策の導入、継続、</u>
	<u>変更および廃止とは、当社の財務お</u>
	<u>よび事業の方針の決定を支配する者の</u>
	<u>在り方に関する基本方針に照らして不</u>
	<u>適切な者によって当社の財務および</u>
	<u>事業の方針の決定が支配されることを</u>
	<u>防止するために、当社の発行する株</u>
	<u>式その他の権利の買付行為に関して、</u>
	<u>当該買付行為を行う者が遵守すべき手</u>
	<u>続きおよびこれに違反する者に対する</u>
	<u>対抗措置等を当社が定め、その適用</u>
	<u>を継続し、その内容を変更し、または</u>
	<u>その適用を廃止することをいう。</u>
	(新株予約権無償割当て等の決議機関)
(新 設)	第48条 当社は、 <u>前条に規定する買収防衛策</u>
	<u>が定める手続に従い、取締役会の決議</u>
	<u>によるほか、株主総会の決議または株</u>
	<u>主総会の決議による委任に基づく取締</u>
	<u>役会の決議に従い、新株予約権無償割</u>
	<u>当ておよび募集新株予約権の割当てを</u>
	<u>行うことができる。</u>

以 上